



投資委員会布告

第 2/2555 号

件名：洪水による投資復興のための追加税的措置

パトウムタニ県、アユタヤ県における洪水被害を受けた投資を復興、救援するために、仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 16 条および第 18 条の権限に基づき、投資委員会は以下の通り、パトウムタニ県、アユタヤ県における洪水被害を受けた奨励された工業団地または工業区での投資を復興するために追加税的措置を定める。

第 1 項本措置はパトウムタニ県、アユタヤ県における洪水被害を受けた奨励された工業団地または工業区に立地する新規企業の新規投資または既存企業の新規投資を対象にするものとする。

第 2 項権利恩典は以下の通りとする。

2.1 パトウムタニ県における奨励された工業団地または工業区に立地するプロジェクトは法人所得税を 8 年間免除する。免除される法人所得税の上限は土地代および運転資金を除く投資金額の 150%とする。

2.2 アユタヤ県における奨励された工業団地または工業区に立地するプロジェクトは法人所得税を 8 年間免除する。免除される法人所得税の上限は土地代および運転資金を除く投資金額の 150%とし、さらに 3 年間法人所得税を 50% 減免する。

2.3 新品機械および製造日より輸入日まで 10 年間以内の中古機械の輸入関税を免除する。

第 3 項 2012 年 12 月 31 日までに奨励申請をしなければならない。

2012 年 3 月 28 日から有効とする。

布告日

キティラット・ナラノン
副首相
投資委員会委員長